

# 令和3年度 第1回 野洲市都市経営審議会 会議次第

日時：令和3年10月29日(金)午前10時00分～

場所：野洲市役所本館2階第5会議室

## 1 開会

- ・市長あいさつ
- ・会長あいさつ

## 2 議事案件

- ・野洲市行財政改革の推進について

…資料1

## 3 その他

## 4 閉会

令和3年度 野洲市都市経営審議会 委員名簿

任期：令和4年3月末まで

	所属等	氏名	備考
1号委員 (学識経験者)	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 名誉教授	新川 達郎	会長
1号委員 (学識経験者)	国立大学法人滋賀大学 経済学部 教授	松田 有加	副会長
1号委員 (学識経験者)	西川社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士	西川 照美	
1号委員 (学識経験者)	司法書士中村事務所 司法書士	中村 明博	
2号委員 (関係団体)	野洲市自治連合会 副会長	加賀爪 七夫	
3号委員 (その他)	株式会社メックソリューション 代表取締役	久保 朋子	
3号委員 (その他)	公益社団法人 びわこビジターズビューロー 会長	川戸 良幸	

# 野洲市行財政改革の推進について

## (概要)

## 1 プラン策定の背景

これまで野洲市では、リーマンショックに端を発する法人市民税の減収に対応するために「財政健全化集中改革プラン」を、普通地方交付税が段階的に削減される合併算定替の終了（※参考資料1）を視野に入れた取組として「行財政改革推進方針」とその実施計画である「行財政改革推進計画」をそれぞれ策定して、厳しい財政状況に対する改革に取り組んでまいりました。

現在、新たな社会情勢の変化や成熟した社会の多様なニーズに経営的な視点を持って対応すべく策定した「経営改善方針」および「経営改善アクションプラン」により、行政運営の改善に向けた取組を行っているところです。

しかしながら、いずれの取組も資産の売却や一時的な補助金の見直しが中心となるなど、短期間の財源捻出といった域を出ず、野洲市の行財政運営上の課題に正面から向き合うには至りませんでした。

そのような中、令和3年3月に示された「令和2年度中期財政見通し」では、現状の財政運営を継続した場合、令和7年度に財政調整基金が最低保有規模とする6億円を下回る（※参考資料2）大変厳しい見通しが示されました。

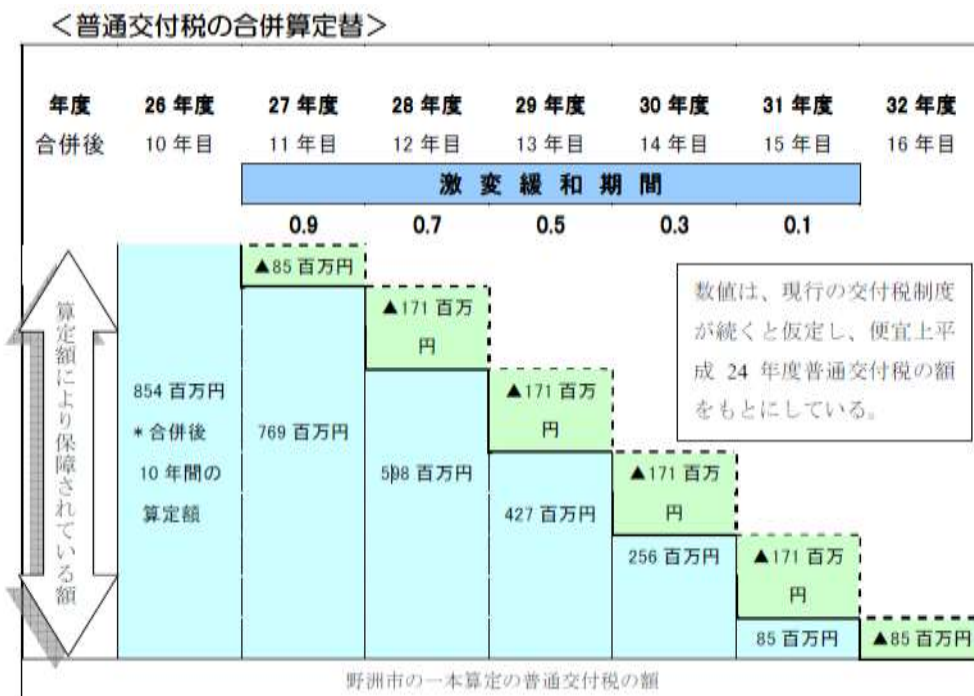
その背景として、市がサービスを直営化している業務が多く、経常的な経費となる人件費の割合が同規模の自治体と比べて非常に高い、機能が重複する施設の集約化が進んでいないことなどにより歳入と歳出のバランスが崩れていることが挙げられるとともに、その結果として、増大する公共施設等の長寿命化や更新といったいわゆる老朽化対策に要する経費に充てる財源が用意できていないことなどの大きな課題が顕在化しています。

これらは今までの行財政運営において、適切な対策が講じられてこなかったことが、現在の財政状況悪化の要因に繋がっているものと考えています。

加えて、昨今では、新型コロナウイルス感染による不透明な税収見込みとなっていることや、少子・高齢化の進展による社会保障関係経費の増大も不可避となっています。

今直面する行財政の危機に対し、市を挙げて断固として改革に取り組むことで持続可能な行財政運営を実現し、市民が将来にわたっていきいきと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現を目指すため本プランを策定します。

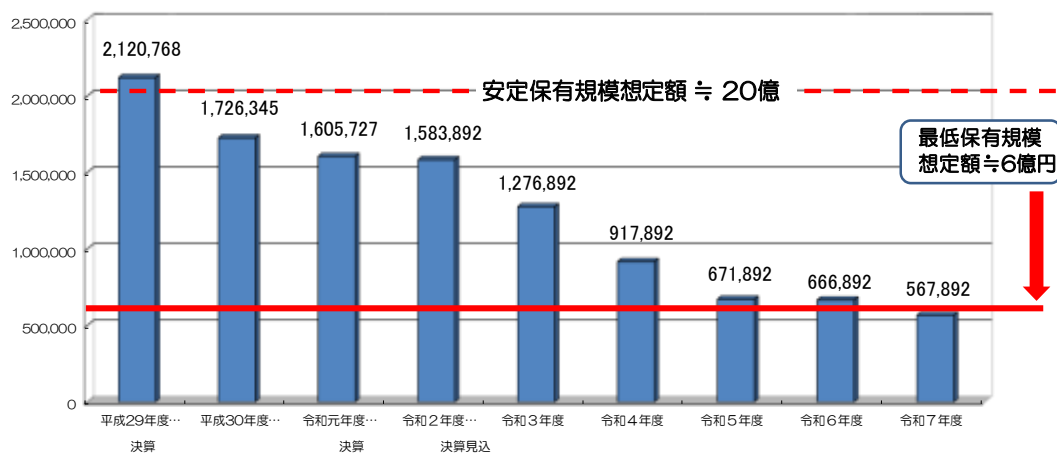
参考資料 1



参考資料 2

財政調整基金の推移と推計

(単位：千円)



## 2 プランの位置づけと期間

本プランは、市の最上位計画である第2次野洲市総合計画を実現するために策定します。

また、既に取り組んでいる野洲市経営改善方針（平成30年10月策定）および野洲市経営改善アクションプラン（令和元年度）に引き続き取り組むものとし、これに併せ本プランにおいて、財政健全化に向けた具体的な取組について、数値目標を明確にした上で実施するものとします。

計画実施期間は令和4年度から令和8年度までとし、総合計画及びその他計画とも連携を図るものとします。

## 3 プランの柱建てと数値目標

### ■行財政改革の方針と取組(R4～8年度)

#### I 財政健全化に向けた取組

適切な財政調整基金の規模の確保

#### ○令和8年度末残高:15億円以上

- (対策)・資産の有効活用による歳入確保・歳出削減の取組
- ・各種広告収入確保の取組
  - ・ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進
  - ・一般会計貸付金の早期返還の取組
  - ・人件費圧縮の取組(内部事務見直し・組織改編等によるもの)
  - ・枠予算制度の導入
  - ・市役所業務の効率化
  - ・補助事業・サービス等の見直し

#### II 公共施設等更新財源確保のための取組

公共施設等整備基金の積立

#### ○令和8年度末残高:7.5億円以上

- (対策)・使用料および手数料の見直し
- ・市役所業務の民間ノウハウ・提案の導入検討
  - ・事業進度調整等による歳出の平準化の取組

#### III 今回の行財政改革で特に重要な取組

##### ○公共サービスのあり方検討

- ・効率性や経済性等を考慮して民間活力の活用の可否について検討

##### ○公共施設の統廃合もふくめた機能のあり方の見直し

- ・「野洲市公共施設のあり方(第1期整備方針)」(H31.3)を基本に機能のあり方について更なる見直し

## 4 重点的取組事項

### I 財政健全化に向けた取組

#### (歳入)

##### ① 資産の有効活用による歳入確保・歳出削減の取組

市が保有する資産について、積極的な活用および効率的な活用を図ることにより歳入確保・歳出削減を図ります。

(具体的な取組)

- ・行財政改革推進室からの問題提起と各所管課からの提案（調整中）

##### ② 各種広告収入確保の取組

本市では現在、広告事業を停止しているが、歳入確保、地域経済の活性化等の観点から再度取り組むこととすることから、積極的な活用を検討することとします。

(具体的な取組)

- ・「野洲市広告事業実施要綱」に基づく広告事業の推進

##### ③ ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進

ふるさと納税・企業版ふるさと納税制度に本格的に取り組むこととし、同時にアフターコロナを見据えたシティセールスを推し進め、更なる歳入確保と市内産業活性化を図ります。

(具体的な取組)

- ・ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進

##### ④ 一般会計貸付金の早期返還の取組

一般会計における早期健全化を図るため、他会計への貸付金のうち、貸付先会計の財務状況を勘案し、早期に償還が可能であると認められるものについて、期限を前倒して償還を求めることとします。

(具体的な取組)

- ・病院事業会計貸付金の前倒し償還

#### (歳出)

##### ⑤ 人件費圧縮の取組（内部事務見直し・組織改編等によるもの）

規模が似た自治体を指す類似団体との比較において、本市の人件費の割合は比較的の高いものとなっており、また、時間外勤務の増加による経費も年々大きくなる傾向にあることから、業務の更なる合理化等を図ることにより、経常的経費にあたる人件費の圧縮に取り組むこととします。

(具体的な取組)

- ・時間外勤務時間の削減目標設定
- ・業務マニュアル策定
- ・A I、I C T技術の積極活用検討
- ・業務の外注化の検討
- ・兼務・多様な勤務形態の導入
- ・組織改編、組織配置の見直し ほか

#### ⑥ 枠予算制度の導入

各部等が健全な行財政運営に留意し、予算要求時における更なる事業費精査の自助努力を促すことを目的として、予算の個別要求方式から一般財源枠を予め部等へ示したうえで予算要求を行う枠予算制度の導入を行います。

(具体的な取組)

- ・枠予算制度導入による部等の更なる事業費精査

#### ⑦ 市役所業務の効率化の取組

市が所掌する業務について、全庁的に共通した業務を洗い出し、業務委託の包括化等を導入することにより、業務の効率化と歳出抑制を図ります。

(具体的な取組)

- ・行財政改革推進室からの問題提起と各所管課からの提案（調整中）

#### ⑧ 補助事業・サービス等の見直し

公平性、公正性、公益性、時代適合性、経済性、有効性等の観点から既存の事業（以後、補助金も含む）を評価し、事業の最適化を図ります。また、役割を終えた事業や十分な成果・効果が認められない事業については、廃止も含めて早期に見直しを図ります。

(具体的な取組)

- ・「事務事業評価実施に関するガイドライン」に基づく事務事業の見直し
- ・「補助金等の適正化に関するガイドライン」に基づく補助事業の見直し

## II 公共施設等更新財源確保のための取組

### (歳入)

#### ⑨ 使用料および手数料の見直し

使用料および手数料に関しては受益者負担の原則の下、社会情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化を踏まえた統一的な視点による定期的な見直しが必要です。

こうしたことから、令和元年8月に策定した「野洲市経営改善アクションプラン」に改めて使用料等の定期的な見直しを位置付けたところであり、公平性と透明性を確保するため策定した「使用料等の見直しに関するガイドライン」に基づ



く使用料等の見直しを進め、業務の効率化等による経費の削減に努めることを前提に、受益者負担の適正化を図ることとします。

(具体的な取組)

- ・「使用料等の見直しに関するガイドライン」に基づく見直し

## (歳出)

### ⑩ 市役所業務の民間ノウハウ・提案の導入検討

市役所が直営で行っている業務について、可能な限り民間のノウハウ等の活用を検討します。また、民間からも業務改善提案等を広く募集し、業務執行における合理化を目指します。

(具体的な取組)

- ・行財政改革推進室からの問題提起と各所管課からの提案（調整中）

### ⑪ 事業進度調整等による歳出の平準化の取組

東京五輪の影響により高騰する公共事業における人件費と資材費等について、事業の年度間調整を行うなどにより、投資的経費の抑制の可能性を検討します。

(具体的な取組)

- ・行財政改革推進室からの問題提起と各所管課からの提案（調整中）

## Ⅲ 今回の行財政改革で特に重要な取組

### ⑫ 公共サービスのあり方検討

市が市民に提供するサービスについて、引き続き市が直営で提供することが効率的、経済的に最適か等の検証を行います。民間において同様の事業効果をもたらすものについては積極的に民間活力の活用を図ります。

(具体的な取組)

- ・行財政改革推進室からの問題提起と各所管課からの提案（調整中）

### ⑬ 公共施設の統廃合も含めた機能のあり方の見直し

平成31年3月に策定した「野州市公共施設のあり方（第1期整備方針）」を基本として、合併により市内に機能が重複することとなった公共施設について統廃合等を図ることとします。なお、個々の施設のみの要否を検討するのではなく、公共施設を通じた市の行政サービス提供のあり方や、広く市内における他の既存施設との関連性も十分に考慮した検討を行うこととします。

(具体的な取組)

- ・「野州市公共施設のあり方（第1期整備方針）」を基本に、行財政改革推進室からの問題提起と各所管課からの提案（調整中）

なお、上記に掲げる取組によって捻出された財源については、ⅠあるいはⅡの基金に充当するが、必ずしも掲載のある基金に固定化しない。